

◆ 西脇市地域包括支援センター運営法人募集要領(案)

1 趣旨

西脇市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な面から総合的に支援する中核機関として、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）を2箇所設置し、委託により運営しています。

現行の運営委託が令和4年度末で完了するため、次期令和5年度からの運営法人を募集します。

2 募集するセンター

西脇市内を以下の2箇所のエリアに分け、エリアごとにセンターを1箇所設置します。

担当エリアと高齢者人口

センター名	担当エリア	高齢者人口 (R4.4.1現在)
にしわき北 地域包括支援 センター	津万地区（上戸田、津万、嶋、大垣内、 寺内、西嶋、蒲江、坂本、大野） 日野地区全域 比延地区全域 黒田庄地区全域	7,055人
にしわき南 地域包括支援 センター	西脇地区全域 津万地区（下戸田、上野） 重春地区全域 野村地区全域 芳田地区全域	6,215人

3 委託業務の内容

- (1) 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）
（法第115条の45第1項第1号ニ）
- (2) 包括的支援事業
 - ア 総合相談支援業務
（法第115条の45第2項第1号）
 - イ 権利擁護業務
（法第115条の45第2項第2号）
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
（法第115条の45第2項第3号）
- (3) 地域ケア会議推進事業

(法第 115条の48)

(4) 認知症総合支援事業

(法第 115条の45第2項第6号)

(5) 指定介護予防支援事業

(法第8条の2第16項)

(6) (にしわき南地域包括支援センターのみ) 連絡調整業務

なお、今後、法、政省令及び条例等の改正により、業務内容が変更される場合は、別途協議するものとします。

また、センター運營業務(介護予防ケアマネジメント事業、認知症総合支援事業及び指定介護予防支援事業を除く。)の全部又は一部を第三者に委託することはできません。

4 運営の方法

センターの運営は、次に掲げる項目に沿って行うこととします。

- (1) 西脇市の委託事業であることを念頭に、公正・中立な運営を行うこと。
- (2) センター利用者の意見を運営に反映させること。
- (3) センター利用者からの苦情を解決する体制をとり、より良いサービスの提供に努めること。
- (4) 職員の資質向上を図り、質の高いサービス提供に努めること。
- (5) 西脇市個人情報保護条例(平成17年西脇市条例第22号)の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 効率的な運営を行うこと。
- (7) 関係施設及び関係機関等との適切な連携に努めること。
- (8) 西脇市のセンター運営方針に従うこと。
- (9) 西脇市高齢者安心プランの推進に協力すること。
- (10) 西脇市による監査や西脇市介護保険運営協議会からの指示に従うこと。
- (11) 関係法令等を遵守した運営を行うこと。

5 職員体制

西脇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年西脇市条例第8号)第2条の規定に基づき、センター1箇所につき3職種の職員を配置するものとします。

加えて、認知症総合支援事業に従事する認知症地域支援推進員を配置するものとします。

- (1) 職種と職員数等

職種	職員数等	備 考
保健師	1人 常勤 専任	保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師。ただし、准看護師は不可とする。
社会福祉士	1人 常勤 専任	社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
主任介護支援専門員	1人 常勤 専任	主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー研修」を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び技能を有している者
認知症地域支援推進員	1人 週32時間以上の勤務 兼務可	地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙）で定める認知症地域支援推進員の資格要件を満たし、認知症地域支援推進員研修を受講した者又は受講予定の者

(2) 管理者

上記の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の中から1人を管理者に充てることとします。

6 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとします。ただし、西脇市介護保険運営協議会がその業務の実施に著しく不相当と認めた場合は、委託期間の満了日前に委託契約を解除する場合があります。

7 業務体制

(1) 開所日

月曜日から金曜日（祝日、12月29日から翌年の1月3日までを除く。）とします。ただし、開所日以外に業務を行うことは差し支えありません。

(2) 開所時間

センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとし、職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

(3) 緊急時の対応

業務時間外においても、電話等により24時間対応可能な緊急連絡体制を整え、必要な措置を講じてください。緊急連絡体制は、法人内において別に定める連絡体制による対応としても差し支えないものとします。

(4) 会議等への出席

業務日及び業務時間以外であっても、地域住民の相談や関係団体等会議への出席を求められる場合があれば、対応することとします。

8 設置場所・備品等

(1) 設置場所

- ア にしわき北地域包括支援センター
黒田庄福祉センター内
- イ にしわき南地域包括支援センター
健康福祉連携施設内

(2) 備品等

センター1箇所につき、次の備品等を貸与します。

- ア 事務所の備品類（事務机、椅子、書庫等）
- イ 地域包括支援センター管理システム端末4台及びプリンター1台（介護予防プラン作成及び相談業務を管理するシステム）
※システムの維持管理経費（システム保守等）は、市が負担します。

(3) その他

兵庫県国民健康保険団体連合会への介護報酬請求は、受託事業者の負担としますので、市が貸与するシステムとは別に、専用のパソコンを1台以上常備し、インターネット接続環境を確保するとともに、メールアドレスを取得してください。

9 委託料

(1) センターの運営財源

- ア センター業務運営委託料
- イ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）に係る介護予防ケアマネジメント費
- ウ 指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

指定介護予防支援事業に係る介護報酬は、委託料とは別に受託事業者の収入となります。指定介護予防支援事業に係る職員（介護支援専門員等）の人件費については、介護報酬をもって充てるとともに、包括的支援業務に支障のないよう、十分な人員配置に配慮してください。

< 参考 >

◆ 要支援ケアプラン作成件数（令和4年3月実績）

センター	包括作成分	居宅委託分	計
にしわき北地域包括支援センター	58件	174件	232件
にしわき南地域包括支援センター	62件	170件	232件

※介護報酬は、月額1件当たり4,380円です（令和4年10月現在）。

※居宅介護支援事業所への委託料は、基本単価3,942円（介護報酬額の90%）、委託連携加算3,000円とし、初回月は、3,000円を加算するものとします。

(2) 委託料の内容

ア 人件費（3職種と認知症地域支援推進員、にしわき南地域包括支援センターのみ連絡調整業務分）

イ 事務費（消耗品費、修繕費、光熱水費、維持管理に要する経費等）

※にしわき南地域包括支援センターは市が光熱水費を負担するため委託料から除く。

ウ 事業費（業務委託に要する経費等）

(3) 委託料の額

令和5年度センター業務運営委託料の見込みは、次のとおりです。なお、令和5年度予算は西脇市議会の議決を得て確定し、その後予算の範囲内で契約します。

項目	にしわき北地域包括支援センター	にしわき南地域包括支援センター
人件費	18,200,000円	19,200,000円
事務費	950,000円	910,000円
事業費	250,000円	250,000円
合計	19,400,000円	20,360,000円

(4) 委託料の支払方法

委託料の支払方法は、別に業務委託契約書に定めますが、年度ごとに精算し、剰余分は返還いただきます。

10 応募資格

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67の規定に基づき、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 法第115条の22第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 西脇市内において法の指定を受けてサービス提供を行う事業所を有し、運営実績が1年以上あること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続中の法人でないこと。
- (5) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 市税等を滞納していないこと。

11 応募の手続

(1) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間：令和4年11月○日（○）から11月○日（○）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 受付時間：午前8時30分から午後5時まで

(2) 応募の方法

提出書類は、西脇市福祉部長寿福祉課への持参に限ります。

なお、提出書類の持参に当たっては、書類の確認を行うため、事前に電話予約のうえ持参してください。

(3) 提出書類及び部数

提出書類は、別紙1「提出書類一覧表」のとおりとし、それぞれ正本1部、副本5部を提出してください。提出された書類は、返却しないものとします。また、応募に関する費用は、全て応募者が負担するものとします。

(4) 質問の受付

質問に関しては、別紙2「質問書」に簡潔に記入し、令和4年11月○日（○）までに提出してください。（持参又はFAX）

- (5) 提出先及び問合せ先
西脇市福祉部長寿福祉課
〒677-8511 西脇市下戸田128番地の1
TEL:0795-22-3111 (内線1133)
FAX:0795-22-6037

12 選定の方法等

受託事業者の選定に当たっては、次の手順で審査を行い、その審査結果や西脇市介護保険運営協議会での意見を踏まえ、西脇市長が決定します。

(1) 審査方法

審査は、書類審査とします。

審査に当たっては、選定委員が、(2)に掲げる運営法人選定基準に基づき、センターを運営する能力等を審査・採点します。

客観評価点（46点）＋主観評価点（54点）＝評価点（100点）

最高得点を獲得した法人を優先交渉権者として選定します。

なお、選定基準に満たない場合（評価点が63点以下の選定委員がいる場合）は、選定しないものとします。また、審査過程において、必要に応じて面接を求める場合があります。

(2) 運営法人選定基準

選定基準は、別紙3「審査の基準」のとおりとします。なお、選定に関する問合せには、一切応じません。

(3) 選定結果通知

選定結果については、申請した全ての応募者に文書で通知します。

なお、結果について異議の申立ては受け付けません。

(4) 優先交渉権者の公表

決定した優先交渉権者の名称を市ホームページにて公表します

。

(5) その他

選定から契約までの間にセンターに関する業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、委託しない場合があります。この場合、センターに係る業務及び準備のために支出した費用については補償しません。

受託事業者として、市の指示に従い、担当エリアの業務引継ぎを受けるものとします。

また、令和5年4月1日から円滑にセンター運營業務を実施するため、必要な準備行為に取りかかるものとします。なお、準備期間中に発生する受託事業者側の費用は、受託事業者が負担する

ものとしす。

(6) 選定にかかるスケジュール

項目	期 日	備 考
質問書提出期限	令和4年11月〇日(〇) 午後5時まで	持参又は FAX
質問書回答期限	令和4年11月〇日(〇) 午後5時まで	ホームページ 掲載
応募書類提出期限	令和4年11月〇日(〇) 午後5時まで	持参
審査結果通知	令和5年1月〇日(〇)	発送

■ 提出書類一覧表

書 類 名	様 式
西脇市地域包括支援センター運営法人募集参加意思表明書	様式第 1 号
誓約書	様式第 2 号
法人の概要	様式第 3 号
法人の定款	
法人登記簿謄本又は登記事項証明書	
法人の評価	様式第 4 号
法人の貸借対照表（令和 3 年度決算分）	
法人市民税と固定資産税の納税証明書一式（令和 2・3 年度）	
職員体制	様式第 5 号
保健師等経歴書及び資格証写し	様式第 6 号
社会福祉士経歴書及び資格証写し	様式第 6 号の 2
主任介護支援専門員経歴書及び資格証写し	様式第 6 号の 3
認知症地域支援推進員経歴書及び資格証写し	様式第 6 号の 4
センター運営	様式第 7 号
人材育成	様式第 8 号
業務内容	様式第 9 号

法人名 _____

質 問 書

質 問 事 項

--

■ 審査の基準

		審査項目	配点
客観 評価	法人	1 運営実績 法人として介護保険サービスに関する運営実績はあるか。	13点
		2 財務状況 センターを運営するに足る十分な財源はあるか。	10点
	職員体制	3 職員の確保 職員確保の見込みはあるか。また、資格を有した職員が適正に配置されるか。	13点
		4 職員の業務経験 介護保険サービスや高齢者福祉の業務に従事した経験のある職員が配置されるか。	10点
主観 評価	センター運営	5 地域包括ケアシステム構築に係る課題の理解 西脇市の高齢者を取り巻く現状と課題を理解しているか。また、希望エリアの課題を把握しているか。	9点
		6 受託への意欲 センターを運営する意欲があるか。	9点
		7 休日・夜間の緊急時の連絡体制 緊急時の連絡体制が具体的に確保できているか。	9点
	人材育成	8 職員の研修体制 計画的、積極的に職員が研修を受ける機会を設けているか。	9点
	業務内容	9 チームアプローチの体制 3職種及び認知症地域支援推進員で課題に対応するチーム体制がとれるか。	9点
		10 地域や関係機関等との連携 地域や関係機関等との連携、情報共有等の体制がとれるか。	9点